

## 裁判所法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 司法修習生に対し国が修習給付金を支給する制度の創設等（第六十七条の二及び三関係）

一 司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、修習給付金を支給すること。（第六十七条の二第一項関係）

二 修習給付金の種類は、基本給付金、住居給付金及び移転給付金とすること。（第六十七条の二第二項関係）

三 基本給付金の額は、司法修習生がその修習期間中の生活を維持するために必要な費用であつて、その修習に専念しなければならないことその他の司法修習生の置かれている状況を勘案して最高裁判所が定める額とすること。（第六十七条の二第三項関係）

四 住居給付金は、司法修習生が自ら居住するため住宅（貸間を含む。以下同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている場合（配偶者が当該住宅を所有する場合その他の最高裁判所が定める場合を除く。）に支給することとし、その額は、家賃として通常必要な費用の範囲内において最高裁判所が定める額とすること。（第六十七条の二第四項関係）

五 移転給付金は、司法修習生がその修習に伴い住所又は居所を移転することが必要と認められる場合にその移転について支給することとし、その額は、路程に応じて最高裁判所が定める額とすること。（第六十七条の二第五項関係）

六 一から五までに定めるもののほか、修習給付金の支給に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定めること。（第六十七条の二第六項関係）

七 司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が無利息で貸与する制度を変更し、修習専念資金（司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金であつて、修習給付金の支給を受けてもなお必要なもの）を国が無利息で貸与する制度とすること。（第六十七条の三関係）

## 第二 司法修習生の罷免等に関する所要の規定の整備（第六十八条関係）

一 最高裁判所は、司法修習生に成績不良、心身の故障その他のその修習を継続することが困難である事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免することができるものとする。（第六十八条第一項関係）

二 最高裁判所は、司法修習生に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由

として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免し、その修習の停止を命じ、又は戒告することができるとすること。（第六十八条第二項関係）

### 第三 施行期日等（附則関係）

- 一 この法律は、平成二十九年十一月一日から施行すること。（附則第一項関係）
- 二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めること。（附則第二項から第五項まで関係）